

○防衛省告示第二百五十七号

自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）第八十七条の規定により、漁船の操業の制限等に伴う損失補償を行う期間及び損失補償申請書を提出すべき時期をそれぞれ次のように定める。

令和六年十一月一日

防衛大臣 中谷 元

漁船の操業を制限し、又は禁止した 区域の名称	損失補償を行う期間	損失補償申請書を提出すべ き時期
東京都新島南方海面誘導飛しよう体 試射水域 （東京都新島村地先） （令和六年防衛省告示第二百十九 号）	令和六年九月二十七日か ら同年十一月十日まで	令和六年十一月十一日か ら令和七年二月十日まで